告示

○総務省告示第六十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第九号の(1)(七)及び(2)(七)並びに第十号の(7)の規定に基づき、高周波出力、電源端子における妨害波電圧、利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を次のように定める。

平成二十八年三月十五日

総務大臣　山本　早苗

第一　一般用非接触電力伝送装置の測定方法

一　測定に使用する設備は、次のとおりとする。

1　測定用受信機

(1)　準尖頭値測定用受信機は、別表第一号に定める基本的特性を有すること。

(2)　平均値測定用受信機は、六デシベル低下点における通過帯域幅が九kHzであること。

2　妨害波電圧測定設備

(1)　測定場

妨害波電圧の測定は、水平金属基準大地面又は垂直金属基準大地面を備える試験場で行うこと。

(2)　擬似電源回路網

ア　擬似電源回路網は、別図第一号に定める特性を有すること。

イ　擬似電源回路網は、測定点において供試装置の電源線間に所要の高周波インピーダンスを与え、電源線上の周囲雑音が供試装置に混入しないようにする場合に使用する。

ウ　測定設備に供給される商用電源に重畳する雑音は、一五〇kHz以上三〇MHz以下の周波数範囲で十分遮断されていること。

3　利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定設備

(1)　測定場

ア　一五〇kHz以上三〇MHz未満の周波数の測定に使用する測定場は、周囲に電波を発射する物体がなく、かつ、長径二〇メートル、短径一七・三メートルのだ円の範囲内（測定距離三メートルで測定する場合は、長径六メートル、短径五・二メートルのだ円の範囲内）に測定の障害となる金属物体（測定の再現性を向上させるために大地面に敷設する金網等を除く。）が無い平たんな場所又は電波吸収体や電波の透過性の良い材質による覆いが施設された金属基準大地面付きの測定場であること。

イ　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下の周波数の測定に使用する測定場は、次の条件を満足すること。

(ア)　アの条件を満足すること。

(イ)　別表第二号に定める測定方法により測定した正規化サイトアッテネーション（送信用空中線と測定用空中線との間の伝搬損失（供試装置を設置する場所と同一の場所に送信用空中線を設置した場合の当該送信用空中線からふく射される電波の電力と当該電波のうち測定用空中線に受信される電波の電力の比）から、使用した空中線のアンテナ係数及び補正係数を差し引いた値をいう。以下同じ。）の値と、正規化サイトアッテネーションの理論値との差が±四デシベル以内であること。

(2)　測定用空中線

ア　三〇MHz未満の周波数の測定に使用する空中線は、〇・六メートル四方の正方形で完全に囲まれる大きさの電気的に遮蔽されたループアンテナを用いること。そのループアンテナは、垂直面内に保持し、垂直軸の周りに回転できることとし、ループアンテナの最下端の地上高は一メートルとする。

イ　三〇MHz以上一、〇〇〇MHz以下の周波数の測定に使用する空中線は、次の特性を有すること。また、水平偏波及び垂直偏波の両方で測定を実施し、垂直偏波の測定においては、空中線の最下端の地上高は〇・二五メートル以上とする。

(ア)　測定する周波数に共振する半波長共振型のダイポールアンテナであること。

(イ)　(ア)のもののほか、広帯域型アンテナ（一の空中線により複数の周波数の電波を測定することができるものをいう。）等の他の直線偏波アンテナを用いることができる。この場合には、給電線に整合（電圧定在波比が二未満）しており、かつ、供試装置から発射される電波のうち測定用空中線に直接到来する電波の方向に対する空中線利得と地面から反射して到来する電波の方向に対する空中線利得の差が一デシベル未満となる指向特性であること。

4　測定用治具

(1)　測定用負荷

電池又は模擬負荷を用いること。

(2)　測定用受電装置

ア　供試装置が送電装置単体の場合には、当該送電装置に対応した受電装置（二次装置）と互換性のある測定用受電装置を用いて測定を行う。

イ　測定用受電装置は、測定用負荷を接続した状態で妨害波を可能な限り低減するようあらかじめ調整し、その特性を記録するとともに、供試装置の測定データに当該記録を添付する。

(3)　測定用送電装置

ア　供試装置が受電装置単体の場合には、当該受電装置に対応した送電装置（一次装置）と互換性のある測定用送電装置を用いて測定を行う。

イ　測定用送電装置は、妨害波を可能な限り低減するようあらかじめ調整し、その特性を記録するとともに、供試装置の測定データに当該記録を添付する。

5　供試装置の構成

供試装置は、一次側コイル部（又は一次側電極部）、電源及び制御を行う部分から構成される送電装置並びに二次側コイル部（又は二次側電極部）、整流及び制御を行う部分から構成される受電装置で構成すること。なお、複数の受電装置に対して同時に非接触電力伝送を行うものは、複数の受電装置で構成すること。

6　供試装置の動作条件

供試装置の典型的な使用形態の範囲内で、当該供試装置の構成と配置を変化させ、妨害波レベルを最大にすること。

二　高周波出力の測定方法は、次のとおりとする。

高周波出力は、一次側コイル又は一次側電極への出力端で確認する。ただし、当該位置で確認することが困難な場合には、装置の入力端において確認することができる。

三　電源端子における妨害波電圧の測定方法は、次のとおりとする。

1　電源端子における妨害波電圧の測定は、一の2(1)の条件を満足する測定場において、供試装置を動作状態にし、次のとおり行う。

測定には、供試装置、高周波電源部及び擬似電源回路網並びに測定用受信機を用いること。

(1)　装置類の配置は、別図第三号のとおりとすること。

(2)　送電装置と対向する受電装置の設置条件は、通常の使用状態を想定した機器配置（以下「基本位置」という。）とすること。

(3)　擬似電源回路網の基準接地端子は、できる限り短い導線を用いて金属基準大地面に接続すること。

(4)　電源線及び接続ケーブルを金属基準大地面に対して実際の使用状態と同じになるように配置すること。